

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月5日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 平井 毅一郎

◎調達機関番号 015 ◎所在地番号 27

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 購入等件名及び予定数量

大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達

- ①大阪合同庁舎第2・4号館：契約電力 2,300kW、年間予定使用電力量 5,718,607kWh
- ②京都第2地方合同庁舎：契約電力 84kW、年間予定使用電力量 231,788kWh
- ③神戸地方合同庁舎：契約電力 366kW、年間予定使用電力量 963,082kWh
- ④奈良合同庁舎：契約電力 107kW、年間予定使用電力量 208,990kWh
- ⑤和歌山地方合同庁舎：契約電力 438kW、年間予定使用電力量 1,034,740kWh
- ⑥大津びわ湖合同庁舎：契約電力 530kW、年間予定使用電力量 1,181,502kWh

- (3) 調達案件の特質等 入札説明書による。

- (4) 供給期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

- (5) 需要場所 仕様書による。

- (6) 入札方法 入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 本調達は府省共通の「調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>）」を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2 競争参加資格

- (1) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の製造」又は「物品の販売」で、「A」又は「B」又は「C」等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 省CO₂化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
- (10) 入札説明書及び仕様書の交付を受け、入札参加申込を行い、その審査に合格した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒540-8550 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館

近畿財務局 総務部 合同庁舎管理官 合同庁舎管理第2係 川口 剛史

電話 06-6949-6461

- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。

- (3) 入札申込期限 令和8年1月27日 16時30分

- (4) 入札書の受領期限 令和8年2月5日 16時30分

- (5) 開札の日時及び場所 令和8年2月6日 14時00分 大阪合同庁舎第4号館2階 第4共用会議室
(6) (3)から(5)については、調達ポータルにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 競争参加資格の申請の時期及び場所 「競争参加者の資格に関する公示」(令和7年3月31日付官報)に掲載されている時期及び場所のとおり。
- (8) その他 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : HIRAI kiichiro, Deputy Director of General Affairs Division, Kinki Local Finance Bureau.
- (2) Classification of the products to be procured: 26
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Electricity to be used in Osaka National Government Building No. 2 and No. 4. Contracted electricity 2,300kW. The estimated electricity for a year 5,718,607kWh.
 - ② Electricity to be used in Kyoto Second Regional National Government Building. Contracted electricity 84kW. The estimated electricity for a year 231,788kWh.
 - ③ Electricity to be used in Kobe Regional National Government Building. Contracted electricity 366kW. The estimated electricity for a year 963,082kWh.
 - ④ Electricity to be used in Nara National Government Building. Contracted electricity 107kW. The estimated electricity for a year 208,990kWh.
 - ⑤ Electricity to be used in Wakayama Regional National Government Building. Contracted electricity 438kW. The estimated electricity for a year 1,034,740kWh.
 - ⑥ Electricity to be used in Otsu Biwako National Government Building. Contracted electricity 530kW. The estimated electricity for a year 1,181,502kWh.
- (4) Supply period: From 1 April, 2026 through 31 March, 2027.

- (5) Demand place: As per specifications.
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - ① Have Grade A or B or C in "Manufacturing" or "Selling" in terms of the qualification for participating in tenders by Organization in the Kinki area related to the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
 - ② Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
 - ③ Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
 - ④ Not fall under the Corporate Reorganization Act (Act No. 154 of 2002) or the Civil Rehabilitation Act (Act No. 225 of 1999). Furthermore, those who have filed a petition for commencement of reorganization proceedings or commencement of rehabilitation proceedings shall obtain the authorization for repossession of the said tendering participants qualification after the commencement of proceedings.
 - ⑤ Not those who are judged to be inappropriate as the other party to a contract on account of having violated any of the clauses of contract and illegal or unfair act previously made with an official in charge of any of the relevant local bureaus, or branch bureaus, or divisions, or offices.
 - ⑥ Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
 - ⑦ Be a person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
 - ⑧ Have registered in accordance with article 2-2 of the Electricity Utilities Industry Law.
 - ⑨ Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO₂.
 - ⑩ Be a person who took a grant of a tender manual and specifications, applied to join the tender, and passed the qualification screening.
- (7) Time-limit for tender: 16:30, 5 February, 2026.
- (8) Contact point for the notice: KAWAGUCHI Tsuyoshi, Management Section for Common Building for Government Offices, Kinki Local Finance Bureau, Osaka National Government Building No. 4, 4-1-76 Otemae, Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka, 540-8550 Japan.
TEL 06-6949-6461

入札説明書

(大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達)

本調達は、府省共通の「調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>）」（以下「ポータル」という。）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

1. 入札参加者の心得

- (1) 入札参加者は会計法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則、その他関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことをしてはならない。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をとる等、入札執行担当職員が入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止めがある。
- (4) 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたと入札執行担当職員が認めるときは、入札を延期し又は取り止めことがある。

2. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官 近畿財務局総務部次長 平井毅一郎
- (2) 所属する部局 近畿財務局
- (3) 所在地 〒540-8550 大阪市中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館

3. 仕様書等の交付

(1) ポータルによる入札の場合

ポータルにて下記4の提出書類の提出が確認された後、ポータルに登録されているメールアドレス宛に送信する。
なお、ポータル登録以外のメールアドレスへの送信を希望する場合は、誓約書(その1)(別紙4)に送信を希望するメールアドレスを記載すること。

(2) 紙による入札の場合

① 持参による入札参加申込の場合

下記4の提出書類の提出が確認された後、入札公告3.(1)の場所にて交付する。

② 郵送による入札参加申込の場合

下記4の提出書類の提出が確認された後、郵送により交付する。

なお、メールアドレスへの送信を希望する場合は、誓約書(その1)(別紙4)に送信を希望するメールアドレスを記載すること。

4. 「証明書等」の提出書類

- ・指名停止等に関する申出書(別紙1)
- ・入札公告2. の(1)に係る等級決定通知書の写し
- ・入札公告2. の(8)に係る登録を証明する書類等の写し
- ・別紙9「省CO₂化の要件」を満たすことを証する別紙10「省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書」
- ・誓約書(その1)(別紙4)
- ・誓約書(その2)(別紙5)及び役員等名簿(別紙6)
- ・機能等証明書(別紙7)

5. 問い合わせ等

(1) 仕様書に関し質疑等がある場合は、次のいずれかの方法により質問すること。

① ポータルによる質問

ポータルの「質問回答機能」により、次の期限までに質問を登録すること。なお、質問内容は、他の入札参加者も参照できるので、社名等を特定、類推させる情報は、記載しないこと。

期限： 令和8年1月28日(水曜日) 14時00分まで

② 紙による質問

質問書(任意様式)を作成し、以下の期限までに、入札公告3.(1)の場所へ提出(郵送可)または下記メールアドレス宛に送信すること。

なお、質問書を提出した際は、入札公告3.(1)へその旨を連絡すること。

- 期限： 令和8年1月28日(水曜日) 14時00分まで
メールアドレス： kinki_goucho@kk.lfb-mof.go.jp
(※「lfb-mof」→エル・エフ・ビー・ハイフン・エム・オー・エフ)
メール表題： 「 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達 」質問書提出 と記載
- (2) (1) の質問に対する回答は、次のとおりポータル上で公開、及び当局にて閲覧に供するので、内容については、入札書等の提出までに必ず確認すること。なお、閲覧の際、希望者には写しを交付するので申し出ること。
- ① ポータル上での公開及び当局にて閲覧・交付の日時
令和8年1月30日(金曜日) 16時30分から
令和8年2月5日(木曜日) 16時30分まで
- ② 閲覧・交付場所
入札公告3.(1)の場所
- ③ 紙による入札参加者で電子メールでの送信を希望する場合
5. (1) ②のメールアドレス宛に、令和8年1月28日(水曜日)までに下記のとおり送信希望メールを送信し、着信を確認すること。
メール表題： 「大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達」回答書希望 と記載
メール本文： 入札者氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）、連絡先を記載
なお、希望者のメールソフトの設定等により、当局とのメール送受信ができない場合は、閲覧又は写しの交付を受けること。
- (3) 仕様書以外に関する事項の問い合わせ
- ① 入札書及び契約手続に関する事項
入札公告3.(1)に同じ
- ② ポータルに関する事項
ポータル ヘルプデスク 受付時間 平日 9時00分 - 17時30分
TEL 0570(000)683(ナビダイヤル) 03(4332)7803(IP電話等をご利用の場合)
FAX 017(731)3352
- (4) 入札参加資格の確認
入札参加資格の審査結果は 令和8年1月28日(水曜日)までにポータルにて通知する（ただし、紙による入札の場合は、入札参加資格審査の結果、「不合格」となった場合のみ書面にて通知する。）。
なお、入札参加資格が「不合格」の場合には、入札に参加できない。
- (5) (4)に定める入札参加資格審査の結果、不合格となった理由について説明を求めることができる。
この説明を求める場合は、令和8年1月28日(水曜日) 16時30分までにポータルの「質問回答機能」により登録すること。なお、「書面（任意様式）」による場合は、同期限までに入札公告3.(1)の場所へ提出すること。

6. 入札の実施方法

- (1) 共通事項
- ① 競争入札に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を十分承知すること。
なお、ポータルによる入札の場合、上記とともにポータル利用規約及びポータルで定める手続きを十分承知すること。
- ② 提出した入札書等の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ③ 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- ④ 入札者、その代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）は、本件入札において他の入札者の代理人等を兼ねることはできない。
- ⑤ 開札後、原則、入札参加者全員の商号又は名称及び入札金額を公表するものとする。
- (2) 入札書等の提出
入札書等は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。
- ① ポータルによる入札書の提出
ポータルで定める手続きに従い、入札公告3.(4)に定める入札書受領期間に入札書を提出すること。
- ② 紙による入札書の提出
入札書（様式第1号・紙入札者用）は、改ざんを防ぐため、ボールペン又はペン等、容易に文字を消せない筆記具で記載すること。

入札書は、入札公告3.(4)に定める入札書受領期間に入札公告3.(1)の場所へ持参又は郵送により、別紙3「紙による入札への参加について」を添え提出すること。

(令和8年2月5日16時30分必着)

なお、入札書は封筒に入れ、かつ、表面に入札者氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び

『 令和8年2月6日 開札 「 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達 」 入札書在中 』
と記載すること。

また、代理人又は復代理人が入札する場合は、代理人用（別紙2）又は復代理人用（別紙2(1)と(2)）の委任状を入札書の提出までに、入札公告3.(1)の場所へ提出すること。

(3) 入札書の要件

入札公告4.に定めるほか、次の各号に該当する入札書は無効とする。

① ポータルによる入札の場合においてポータル利用規約に違反した者の入札書。

② 紙による入札の場合において、次の各号に該当する入札書。

イ. 入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない入札書（代理人等が入札する場合は、代理人等の氏名を併せて記入のうえ、委任状に捺印した代理人等の印を押印すること）。

なお、入札書に記載する商号又は名称欄・代表者氏名欄については、委任状の有無にかかわらず支店名・支店長名での記名押印は無効とするので注意すること。

ロ. 入札金額の記載がない、または明確でない入札書。

ハ. 入札金額の記載を訂正した入札書であって、その訂正について入札者の印（代理人等が入札する場合は委任状に捺印した代理人等の印）を押していない入札書。

二. 入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人等の氏名が明確でない入札書。

木. 入札書の日付が明確でない、あるいは入札書受領期間より後の日付が記載されている入札書。

ヘ. ボールペン又はペン等容易に文字を消せない筆記具で記載していない入札書。

(4) 開札手続き等

開札手続きは、ポータルによる入札書等の提出があった場合、紙による入札等も含め、ポータルにより処理するものとする。

(5) 同価の入札

落札となるべき者が二人以上あるときは、ポータルにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定するものとする。

① ポータルによる入札者又はその代理人等は、ポータルで入札書を提出する際に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力すること。

② 紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。

③ 電子くじ番号（任意の3桁の数字）の入力や記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札執行事務に関係のない職員が電子くじ番号を代わって決定する。

(6) 再度入札

① 開札の結果、落札となるべき入札者がないときは、再度入札の日程を改めて連絡する。
また、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

② 再度入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。なお、当初の入札で入札書が無効であった者及び再度入札において辞退した者は、その後の再度入札に参加はできない。

③ 当初の入札においてポータルにより入札した者は、再度入札において紙による入札はできないものとする。また、当初の入札において紙により入札した者は、再度入札においてポータルによる入札はできないものとする。

④ 入札者又はその代理人等は、入札執行責任者により開札手続きの終了を告げられるまで、若しくは入札執行責任者の許可なくして開札場所からの退出はできない。また、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとする。

7. 入札の辞退

(1) 入札参加申込みを行なった者は、開札前かつ入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利な扱いを受けない。

(2) 入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

① ポータルによる入札の場合、ポータルで定める手続に基づき行う。ただし、入札書提出期間経過後は、入札を辞退する旨を記載した書面を契約担当官等に提出するものとする。

② 紙による入札の場合、入札を辞退する旨を記載した書面を契約担当官等に提出するものとする。

8. 入札価格に関する注意事項

入札公告1の(6)のとおりとし、燃料費調整額は各需要場所における電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項によるみなし小売電気事業者が、令和7年10月分料金に対して行う燃料費調整単価（料金支援対策適用前）による調整をもって、入札価格に反映することとし、大阪合同庁舎第2・4号館については▲1.24円、大津びわ湖合同庁舎については▲1.25円、それ以外の合同庁舎については▲1.24円として算出すること。

また、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札価格に含めないこととする。

9. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項

「契約書（案）」による。

(3) 支払いの条件

「契約書（案）」による。 （入居官署等の分担による口座振込払い）

(4) その他

① 本件入札に参加するために生じる一切の費用は、参加者の負担とする。

② 電子入札での添付ファイルは、ファイルの種類をPDFとし、用紙サイズをA4とすること。また、容量は3メガバイト以下とし、超える場合は入札公告3.(1)の場所へ持参、郵送または5.(1)②のメールアドレス宛に送信すること。

③ 入札参加申込みに係る下記提出書類（別紙1、3～5及び7）の会社名・代表者氏名欄については、令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（物品製造等）（全省庁統一資格）により通知した、等級決定通知書に記載されている会社名及び代表者氏名を記名の上、提出すること。なお、会社名及び代表者氏名の変更届済の場合はこの限りでない。

イ. （別紙1）「指名停止等に関する申出書」

ロ. （別紙3）「紙による入札への参加について」（提出が必要な場合）

ハ. （別紙4）「誓約書（その1）」

二. （別紙5）「誓約書（その2）」

ホ. （別紙7）「機能等証明書」

（注）上記提出書類は当局所定の様式を使用すること。

④ 本件入札に係る契約は、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。本件の場合は、令和8年度予算が令和7年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和8年4月1日となる。

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

法 人 番 号 ()

* 国税庁が定める13桁の番号を記入してください。

入札件名： 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達

の入札に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本入札には参加いたしません。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人 住 所

所属（役職名）

代理人氏名

印

当社は _____ を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1. 委任事項 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達
に係る入札に関する一切の権限

2. 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
(委任日) から (開札を行う日)

以上

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代理 人 氏 名

印

復代理人 住 所

所属（役職名）

復代理人氏名

印

私は _____ を復代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1. 委任事項 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5号館で使用する電気の調達
に係る入札に関する一切の権限

2. 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
(委 任 日) から (開札を行ふ日)

以 上

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

代理人 住 所

所属（役職名）

代理人 氏名

印

当社は _____ を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1. 委任事項 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達
に係る入札に関する一切の権限
及び復代理人選任に関する権限

2. 委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
(委 任 日) から (開 札 を 行 う 日)

以 上

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

紙による入札への参加について

貴局発注の下記一般競争入札案件について、調達ポータルを利用して入札に参加できないため、紙により入札に参加いたします。

記

1. 入札件名 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達

2. 調達ポータルを利用して入札に参加できない理由
(理由)

以上

令和 年 月 日

誓 約 書 (その1)

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者氏名・連絡先)

当社は、下記入札に係る入札参加あるいは請負に関連し以下の事項を誓約します。

- 1 近畿財務局(以下「当局」という。)から交付された設計図書等(電子データを含む。)により知り得た一切の情報について、当社・協力企業・下請企業及び各企業の社員等においてその秘密性を守り、本件入札参加及び本件業務以外の目的での使用、情報の漏えい等しないこと。
- 2 本誓約書に違反し、当局又は国に損害を与えた場合、当社が損害賠償の責を負うこと。
- 3 本誓約書に違反し、当局が競争参加資格停止等の措置に係る調査を実施するときは協力すること。

記

入札件名： 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達

仕様書等の送信希望メールアドレス：

※ポータルによる入札で、ポータル登録以外のメールアドレスへの送信を希望する場合

※紙による入札で、メールアドレスへの送信を希望する場合

誓 約 書（その2）

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長

殿

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※添付資料：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日 T S H 年 月 日	性別 男 ・ 女	住所
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

機能等証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 殿

住 所

氏名又は会社名

代表者氏名

入札件名：大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達

上記の入札に関し、当社の入札が、仕様書等に示された要求項目の全てを

満たすことを保証いたします。

以上

入札参加資格確認申請書

受付番号 _____

入札件名 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達

上記入札の入札参加を申し込みます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

申込者： 住 所

(ふりがな)
商号又は名称

担当者名

連絡先

受付印

入札参加資格確認申請書受付票

入札件名 大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達

上記入札の入札参加の申し込みを受付しました。

令和 年 月 日

商号又は名称 _____ 殿

近畿財務局総務部合同庁舎管理官

注意事項

1. この受付票は、入札書提出の際に提出すること。
(ただし、失念した場合は後日提出すること。)
2. 質問等については、入札説明書に記載の方法により照会すること。
3. 受付受理後、当局の審査において入札参加資格が不合格であると判断したものは別途文書で通知する。

省CO₂化の要件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

「各用語の定義」

用語	定義
①令和 5 年度 1kWh 当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和 5 年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <p>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2. 温対法に基づき令和 5 年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和 5 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p>
②令和 5 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 5 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 5 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする</p>

	<p>る。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス <p>3. 令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 5 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和 5 年度の再生エネルギーの導入状況	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和 5 年度の供給電力量に占める令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和 5 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和 5 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和 5 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh）） ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー

	<p>—CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙9にのみ適用する。

省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

令和7年12月5日付で公告のありました「大阪合同庁舎第2・4号館ほか5合同庁舎で使用する電気の調達」に係る、省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した当社の点数等については、下記のとおりであり、内容に相違ないことを誓約いたします。

記

合計点数 点

(内訳)

項目	数 値	点 数
①令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	点
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	%	点
③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況	%	点
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組地域における再エネの創出・利用の取組		点

- (注 1) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 番縦とする。
- (注 2) 実数及び点数については、別に定める方式により行うこと。
- (注 3) 点数を算出するにあたり、根拠とした資料を添付する。
添付資料については、少なくとも
①令和 5 年度の供給電力量（需要端）
②令和 5 年度の電力供給に係る CO₂ 排出量
③令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）
④令和 5 年度の再生可能エネルギー電気利用量（送電端）
について、対外的な公表資料、公表資料がない場合は自社の資料を提出する。
- (注 4) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成一八年経済産業省環境省令第三号）第十条第二項の規定に基づき CO₂ 排出係数を環境大臣及び経済産業大臣が公表している電気事業者が当該 CO₂ 排出係数を用いる場合は、欄外のその旨記載することとする。